

## 公益社団法人 杉並青色申告会 会費規程

公益社団法人 杉並青色申告会  
制 定 平成 22 年 3 月 19 日  
一部改正 平成 26 年 6 月 13 日  
一部改正 平成 27 年 6 月 12 日

(目 的)

第 1 条 本規程は、定款第 8 条の規定に基づき、公益社団法人 杉並青色申告会(以下「本会」という)会員の入会金及び会費の額並びにその他の取扱いを定めることを目的とする。

(入会金及び会費の額)

第 2 条 本会の会員は、定款第 5 条に定める種別により、次に定める入会金及び会費の額を支払う義務を負う。

区 分		入会金の額	会費の額	
正 会 員		2,000 円	月額 2,000 円	
準 会 員	特別会員	第 1 種	-	年額 5,000 円
		第 2 種	-(注)	
		第 3 種	2,000 円	年額 12,000 円
	賛助会員	-	1 口 年額 24,000 円	
団体会員	-	所属会員数× 年額 600 円		

2 前項に定める準会員の区分は、次による。

(1) 特別会員

- ① 第 1 種 本会の正会員と不動産所得の起因となる資産を共有する生計を一にする親族で、本会の目的及び事業を賛助するために入会した者
- ② 第 2 種 事業所得及び不動産所得を有する以外の個人で、本会の目的及び事業を賛助するために入会した者

(注) 給与所得や年金所得があり、申告指導を受ける者は入会金(2,000 円)が必要である。

- ③ 第 3 種 事業所得を有せず、不動産所得の満室時の年間収入が 120 万円以下で、本会の目的及び事業を賛助するために入会した者

(2) 賛助会員 正会員及び特別会員以外の個人及び団体会員以外の法人で、本会の目的及び事業を賛助するために入会したもの

(3) 団体会員 団体で、本会の目的及び事業を賛助するために入会したもの

(入会金の納付)

第 3 条 本会の会員になろうとするものは、定款第 6 条に定める入会申込書に必要事項を

記載、押印し、前条第1項に定める入会金を添え会長(会長が欠けたとき等は代表理事副会長)宛に提出しなければならない。

- 2 前条第1項の定めに係わらず、会長(会長が欠けたとき等は代表理事副会長)が特別の事情にあると認めた時は、理事会の議を経て入会金の額を免除することができる。

(会費の納付)

第4条 会員は、第2条第1項に定める会費の額を、本会が指定する口座振替の方法により、次の何れかの方法で納付しなければならない。

- (1) 4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、一括して納付する方法
- (2) 4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、4月から7月、8月から11月、12月から翌年3月の3分割し、4ヶ月分ずつ納付する方法

ただし、第2条第1項に定める正会員が、事業年度の途中で入会した場合は、前項に定める入会申込書を提出した月から会費を課するものとする。

- 2 会員は、前項のいずれの方法で会費の額を納付するか選択し、その方法を会長(会長が欠けたとき等は代表理事副会長)に予め届け出なければならない。ただし、会員に第1項前段に定める方法により難い事由がある場合は、次のいずれかの方法により納付することができる。

- (1) 本会の指定する銀行口座へ振込む方法
- (2) 本会役員による集金の方法
- (3) 持参する方法

(会費の納期限)

第5条 前条に定めるいずれの方法で会費の額を納付する場合であっても、会費の額は前納とする。

(納付の猶予等)

第6条 会長(会長が欠けたとき等は代表理事副会長)は、会員が天災及びその他の事由により、納期限までに会費を納入することが困難と認められるときは、理事会の承認を得て、第2条に定める会費の額の納付を猶予、減額又は免除することができる。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、本会が公益認定を受け、移行登記をした日(平成23年1月4日)から施行する。
- 2 この規程の一部変更(第2条(注))は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この規程の一部変更(第3条第1項、第2項、第4条第2項、第6条)は、社員総会で承認を得た日(平成27年6月12日)から施行する。